

青森県報

第二千四百七十九号

平成十七年
五月二十日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (保健衛生課) …… 一

告 示

救急病院の設置…………… (医療薬務課) …… 一

介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高齢福祉課) …… 二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (同) …… 三

介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出…………… (同) …… 四

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同) …… 四

身体障害者福祉法による居宅介護支援事業者の指定…………… (障害福祉課) …… 五

公有水面埋立て工事のしゅん功認可…………… (港湾空港課) …… 五

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活課) …… 六

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示…………… (医療薬務課) …… 六

右 同…………… (同) …… 六

地籍調査の成果の認証…………… (農村整備課) …… 七

規 則

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十七号

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十五年三月青森県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号及び第八条第二項第一号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百三十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
シルバー病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	平成二十年五月十九日

青森県告示第四百四十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	訪問入浴介護	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	"
有限会社田産業	下北郡大間町大字大間字中山一六の三	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム内山苑	下北郡大間町大字大間字大川目三七の一	一七・四・八

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
五所川原市	五所川原市	五所川原市字岩木町一二	五所川原市在宅介護支援センター	五所川原市字布屋町四一	平成一七・三・七
岩崎村	岩崎村	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五一の七	岩崎村	西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原五一の七	一七・三・三〇
深浦町	深浦町	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二	深浦町居宅介護支援事業所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢七八の二	"
社会福祉法人金木町社会福祉協議会	社会福祉法人金木町社会福祉協議会	北津軽郡金木町大字川倉字七夕野四二六の一	社会福祉法人金木町社会福祉協議会	北津軽郡金木町大字川倉字七夕野四二六の一	一七・三・三
社会福祉法人市浦村社会福祉協議会	市浦村在宅介護支援センター	北津軽郡市浦村大字相内字相内三二一	市浦村在宅介護支援センター	北津軽郡市浦村大字相内字相内三二一	"
社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	"

青森県告示第四百四十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村二七四	社会福祉法人浪岡町社会福祉協議会	南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村二七四	"
社会福祉法人小泊村社会福祉協議会	北津軽郡小泊村字朝間二五	社会福祉法人小泊村社会福祉協議会	北津軽郡小泊村字朝間二五	"
社会福祉法人中里町社会福祉協議会	北津軽郡中里町大字中里字宝森一の二	社会福祉法人中里町社会福祉協議会	北津軽郡中里町大字中里字宝森一の二	"

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
有限会社山宝産業	北津軽郡金木町大字金木字芦野八四の四一	居宅介護支援事業所すこやか	北津軽郡金木町大字金木字芦野八四の四一	平成一七・三・四	
五所川原市	五所川原市	五所川原市字岩木町一二	五所川原市在宅介護支援センター	五所川原市字布屋町四一	一七・三・六
深浦町	深浦町	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の二	深浦町居宅介護支援事業所	西津軽郡深浦町大字関字柝沢七八の二	一七・三・三
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	一七・四・一
社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会	五所川原市字鎌谷町五〇二の五	市浦村在宅介護支援センター	五所川原市相内二七三	"

社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一	社会福祉法人深浦町社会福祉協議会	西津軽郡深浦町大字深浦字中沢三四の一
社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	社会福祉法人中泊町社会福祉協議会	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二

青森県告示第四百四十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人秋葉会	社会福祉法人秋葉会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一七	居宅介護等事業	八太郎山居宅支援センター	八戸市大字河原の四〇	平成十七年五月二十日
社会福祉法人秋葉会	社会福祉法人秋葉会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一七	居宅介護等事業	八太郎山居宅支援センター	八戸市大字河原の四〇	平成十七年五月二十日
社会福祉法人秋葉会	社会福祉法人秋葉会	上北郡東北町大字大浦字境ノ沢一七	居宅介護等事業	八太郎山居宅支援センター	八戸市大字河原の四〇	平成十七年五月二十日

青森県告示第四百四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成八年七月十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十七年五月十三日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日ま

で六ヶ所村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十七年五月二十日

代表者 青森県知事 三 村 申 吾
 二級河川戸鎖川河川管理者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村 申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡六ヶ所村大字鷹架字癸茶沢一三三番五六、一三三番六、一三三番三、一三三番五九、一三四番一、同村大字鷹架字道ノ下一三八四番、一二〇三番一及びこれらに接する無番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の日の満潮位（D・L・プラス一・三八メートル）における公有水面と陸地との境界線、の地点から の地点までを順次に結んだ線、の地点と の地点を結ぶ平成七年の秋分の日の満潮位（D・L・プラス一・三八メートル）における公有水面と陸地との境界線及び、の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 国土地理院四等三角点新納屋（北緯四〇度五五分〇八秒、東経一四一度二三分〇四秒）から三三三度〇四分〇四秒八八五・五六四メートルの地点

の地点 から二七五度四一分五三九・五九〇メートルの地点

の地点 から三五八度三三分五秒九八・七〇〇メートルの地点

の地点 から一度三三三分三二秒九五・五八〇メートルの地点

の地点 地点から一一三度二二分二七秒五六五・一二〇メートルの地点
面積
三
七一、四六四・一二平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年五月九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会
 - 三 代表者の氏名
白井 壽美枝
 - 四 主たる事務所の所在地
青森市勝田二丁目八の二三サンライズ勝田公園五〇二
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、すべての人々に対して、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を図る活動に関する事業を行い、誰もがその人らしく主体的に生きられる社会づくりに寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立中央病院清掃作業等業務委託
 - 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
 - 三 青森市東造道二丁目一の
契約の方法
一般競争入札
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日
 - 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社エイエスワイ
青森市岡造道二丁目一七の四
 - 六 契約金額
一億四千二百六十六万三千五百円
 - 七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
 - 八 入札の公告を行った日
平成十七年二月九日
- ~~~~~
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示
- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。
- 平成十七年五月二十日
- 青森県知事 三 村 申 吾
- 一 物品等の名称及び数量

二 青森県立中央病院重油（JIS一種二号）供給単価契約一式
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法
一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日
平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所
青森アポロ株式会社

青森市長島二丁目の一

六 契約金額

一リットル 四十一円七十九銭

七 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手

方としたものである。

八 入札の公告を行った日
平成十七年二月九日

~~~~~  
地籍調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

|          |      |                                    |     |
|----------|------|------------------------------------|-----|
| 青森市      | 市町村名 | 大字名                                | 小字名 |
| 三内<br>岩渡 |      | 丸山の一部<br>熊沢の一部<br>小谷の一部<br>イカマリの一部 |     |

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭